

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 軽米町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.7 %
全職員	84.0 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職（6級：総括課長）	101.0 %
本庁課長相当職（5級：担当課長）	96.7 %
本庁課長補佐相当職（4級：主任主査）	—
本庁係長相当職（3級：主任、主査）	95.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.1 %
31～35年	—
26～30年	103.2 %
21～25年	91.6 %
16～20年	154.3 %
11～15年	97.5 %
6～10年	106.5 %
1～5年	111.5 %

【説明欄】

- ・特別職（町長、副町長、教育長）、退職者（手当のみ）、育児休業中の職員、休職中の職員、日割計算中の職員については算定から除外する。
- ・男女の給与の差異が発生する要因として、扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給する 경우가多く、受給者に占める男性の割合は74%である。
- ・役職段階別の本庁課長補佐相当職については、該当となる女性職員がいないため記載していない。
- ・勤続年数16～20年については、行政職給料表2級の適用を受ける男性職員と医療職（三）給料表4級の適用を受ける女性職員の比較となったため、100%を大きく超えた数値となっている。
- ・勤続年数1～5年については、民間等経験者枠採用による女性職員の採用が多かったため。（経歴換算により新卒の職員と比べ初任給が高くなる。）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。